

京都府緊急災害医療チーム設置運営要綱

第1条 目的

この要綱は、京都府内外で、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害現場で救命処置等を行う災害派遣医療チーム「京都府緊急災害医療チーム」（以下「医療チーム」という。）の編成及び運営に関し、基本となる事項を定める。

第2条 指定病院

- (1) 京都府知事（以下「知事」という。）は、医療チームの編成及び運営につき、協力を申し出た京都府内の災害拠点病院等を医療チーム指定病院（以下「指定病院」という。）として指定する。
- (2) 指定を受けようとする病院は、医療チームの活動に必要な人員、装備を有していなければならない。
- (3) 知事は、指定病院との間で医療チームの運営に関する協定（別紙1）を締結する。

第3条 編成

- (1) 医療チームは、指定病院の職員をもって編成する。
- (2) 医療チームは、1チーム医師1名、看護師2名及び連絡調整員1名等を含む5名の隊員で構成することを基本とするが、派遣にあたっては、災害の規模・態様に応じた編成人員とすることができる。
- (3) 医療チームの派遣にあたっては、医療チームを構成する隊員の中からリーダーを選任するものとする。
- (4) 医療チームは、厚生労働省等が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了した職員のみで構成するチーム又は京都府が実施する「京都 DMAT 隊員養成研修」を修了した職員のみで構成するチームを原則とするが、「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了した職員と「京都 DMAT 隊員養成研修」を修了した職員の両方で構成するチームも可能とする。
- (5) (4)の規定にかかわらず、府外に派遣する場合及び航空機等を用いた広域的な患者搬送に対応するため派遣する場合は、原則として「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了した職員をリーダーとするチームに限る。
- (5) 知事は、医療チームの隊員に対して隊員証（別紙2）を交付する。ただし、「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、厚生労働省の定める DMAT 隊員証が交付された場合は、それをもって隊員証に代えるものとする。

第4条 出動基準

医療チームの出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は事故により、概ね15名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合。
- (2) その他、知事が医療チームを派遣することが効果的であると特に認める場合。

第5条 出動

- (1) 知事は、出動基準に照らし、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、指定病院の長に対して、医療チームの派遣を要請する。

- (2) 指定病院の長は、知事から要請を受けた場合は、直ちに医療チームを編成し、災害現場等に派遣する。
ただし、指定病院の長は、自院での医療救護活動等を優先する必要がある場合、知事の要請に応じないことができる。
- (3) 指定病院の長は、災害情報等により現地の医療救護活動が早期に必要と判断したときは、知事の要請がある前においても医療チームを派遣するものとする。
- (4) 指定病院の長は、前項の規定により医療チームを派遣した場合には、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、指定病院の長が派遣した医療チームの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
- (5) 知事は、医療チームの出動にあたり、参集場所等の連絡調整、医療チーム間及び他機関との連絡調整、その他医療チームの活動に必要な指示及び調整等を行う。

第6条 業務内容

医療チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害医療情報の収集・発信
- (2) 傷病者の傷病度の判定
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 傷病者の収容医療機関への搬送の要否および搬送優先順位の決定
- (5) 広域医療搬送拠点（SCU（Staging Care Unit））等の設置、広域医療搬送に係る連絡調整及び医療支援
- (6) その他医療救護に関すること

第7条 装備機材

医療チームは、京都府が基準を定めたユニフォームの着用、医療資機材を携行するものとする。

第8条 補償

医療チームの医療救護活動に伴う事故に対応するため、府は、隊員の傷害保険等に加入する。

第9条 資質向上

京都府及び指定病院は、協力して研修内容の充実や訓練の実施などにより、医療チームの資質向上に努める。

第10条 協議

この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

付則

この要綱は、平成20年6月11日から施行する。

一部改正 平成27年4月 1日

(別紙1)

京都府緊急災害医療チームの派遣に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇病院（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の急性期に、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場へ出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、京都府緊急災害医療チーム設置運営要綱に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、緊急災害医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療チームを編成し、災害現場等に派遣する。ただし、乙は、自院での医療救護活動等を優先する必要がある場合、甲の要請に応じないことができる。
- 3 乙は、災害情報等により現地の医療救護活動が早期に必要と判断したときは、甲の要請がある前においても医療チームを派遣するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により医療チームを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が派遣した医療チームの派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。
- 5 甲は、医療チームの出動にあたり、参集場所等の連絡調整、医療チーム間及び他機関との連絡調整その他医療チームの活動に必要な指示及び調整等を行う。

(医療チームの業務)

第3条 乙が派遣する医療チームは、災害現場等において、消防機関、警察機関、自衛隊等関係団体と連携し、医療救護活動を行うものとする。

- 2 医療チームの業務は、次のとおりとする。ただし、府外に派遣する場合及び航空機等を用いた広域的な患者搬送については、基本的に「日本DMAT養成研修」を修了した者をリーダーに選任した医療チームを対象とする。
 - (1) 災害医療情報の収集・発信
 - (2) 傷病者の傷病度の判定
 - (3) 傷病者に対する応急処置
 - (4) 傷病者の収容医療機関への搬送の要否および搬送優先順位の決定
 - (5) 広域医療搬送拠点（SCU（Staging Care Unit））等の設置、広域医療搬送に係る連絡調整及び医療支援
 - (6) その他医療救護に関すること

(身分)

第4条 乙が派遣する医療チームの隊員は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

(医療チームの輸送)

第4条 乙が派遣する医療チームは、所有する緊急車両等により、自ら現地へ出動することとする。なお、乙独自による現地への出動が困難な場合は、甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよ

う、医療チームの輸送について必要な措置をとる。

(患者の受入)

第6条 乙は、消防機関等から災害現場の患者の受入要請があった場合、患者の受け入れに協力する。

(病院防災マニュアルの作成)

第7条 乙は、甲の要請に対し迅速かつ的確な対応が図れるよう、災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成する。

(訓練の実施等)

第8条 乙は、日ごろから災害に備え医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練への参加に努める。

(費用負担)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した費用（時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号）の例により、甲が負担する。

(補償)

第10条 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員が医療救護活動もしくは訓練のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合に備えて、甲は、傷害保険に加入する。

(第三者に対する責任)

第11条 乙は、医療救護活動の実施にあたり、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲および乙が協議して定める。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。
ただし、双方に別段意思表示のない限り、この協定は継続されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

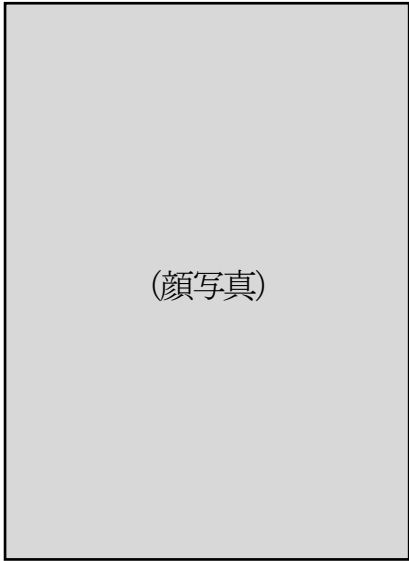
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 京都府
知事 山田 啓二

乙 〇〇〇〇病院
院長 〇 〇 〇 〇

京都府緊急災害医療チーム隊員証



所 属 〇〇〇〇病院

職 種 〇〇 (医師・看護師・業務調整員)

氏 名 〇〇〇〇

上記の者は、京都DMAT養成研修を修了した
隊員であることを証明する。

〇〇〇〇年〇月〇日

京都府知事 山田 啓二